

公益通報者保護法が施行されて10年余が経つ。この法律は、2000年頃より相次いだ食品偽装やリコール隠しなどの企業不祥事の多くが企業内部からの通報（内部告発）を契機に発覚したことから、04年に制定され、06年4月より施行された。

同法は、企業の違法行為を企業内部から通報した者が、通報したことを理由に解雇や降格・減給などの不利益を受けることがないよう保護し、企業のコンプライアンス経営を促そうとするものである。欧米では、

## 企業リスクの早期発見

が1990年頃より制定されてきたところである。同法制定に当たっては、筆者もその立案などに関わったところであるが、当時は、このような制度はわが国の企業社会になじまないとして強い拒否反応を示す向きがみられた一方、法の適用範囲が狭く、通報者の保護要件が厳しすぎて実効的でないとする批判も強く出された。そうした中、「小さく生んで大きく育てる」という発想の下、必要最小限のルールを規定するものとしてこの法律が制定された。これまでわが国では、内部告発という一種の後ろめたさを感じる風潮もみられたが、同法は、公益のために違法行為を通報することは社会的に正当な

こうした状況を受けて、政府（消費者庁）は、2015年6月に有識者検討会を設置し、本制度のあり方に関し審議を行ってきた。一年半にわたる検討を経て、昨年末、今後の取り組みの方向性に関し報告書が取りまとめられ、その内容が2月末までパブリックコメントに付されている。現行法に関し基本的な問題は、公益のために社内、行政機関、マスコミなどに通報した者が解雇などの不利益を受けた場合、通報者と企業との民事上の関係として解雇無効などを定めているのみであり、不利益取扱自体を抑止する実効策に欠けていることであろう。保護される通報者の範囲や通報対象事実の拡大、通報者の保護要件緩和などに加えて、不利益取扱がなされた場合の行政による勧告・公表措置導入など制度の実効性を高める方向での法改正の行方が注目される。

# 動き出す内部告発者保護制度の見直し

企業などの違法行為を通報する者をフィスルブローア（「笛を吹く人」と呼び、これを保護するための法律



教授 田口 義明  
名古屋経済大大学教  
消費問題研究所長

たぐち よしあき 消費者政  
策・消費者法。東京大学法学部  
卒。内閣府国民生活局長、国民  
生活センター理事などを経て現  
職。1951年生まれ。

行為だという認識を広める上で一定の役割を果たしたものとさえよう。しかし、近年問題となった免震ゴムの性能やマンシヨンの杭打ちに関するデータ改ざん、不適切な会計処理、自動車の燃費データなどなどにみられるように、内部通報制度が機能せず、大きな企業不祥事に至る事例は後を絶たない。また、実際に通報した者が配転などの不利益な取り扱いを受けて訴訟に至る事例もみられる。

これまで大きな問題となった不祥事では、企業内の一部の関係者のみが情報を持っているケースが多かった。こうした密室性の高い領域での不正については、企業カバナンスにおける通常の問題発見ルートでは容易に発見しにくい面がある。企業が守秘性・信頼性の高い内部通報制度を設けて適切に機能させることは、企業に内在するリスクを早期に発見するためのツールとして有効であり、企業の持続的な発展にもつながるものといえよう。

